

令和6年能登半島地震に伴う奈良県立高等学校等における  
入学検査料等の免除及び還付に関する取扱要綱

令和6年能登半島地震により被災した者及びその者が扶養する者に係る奈良県立学校における授業料等に関する条例（昭和28年3月奈良県条例第9号）第6条第2項及び第3項の規定に基づく県立高等学校及び県立中学校の入学検査料並びに同条例第7条第4項及び第5項の規定に基づく県立高等学校の入学料（以下「入学検査料等」という。）の免除及び還付に関する取扱いは、この要綱の定めるところによる。

（対象者）

第1条 この要綱において入学検査料等の免除又は還付を受けることのできる者は、令和6年能登半島地震により被災した者で、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内に居住し、罹災証明書その他の被災者に該当することを証明する書類（以下「罹災証明書等」という。）が発行された者又はその者が扶養する者とする。

（入学検査料等の免除又は還付）

第2条 令和5年度及び令和6年度の入学に係る入学検査料等については免除し、又は還付する。

（還付の額）

第3条 入学検査料等の還付の額は、その全額とする。

（申請手続）

第4条 入学検査料等の免除又は還付を受けようとする者は、免除・還付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、学校長が定める日までに申請しなければならない。

- (1) 罹災証明書等
- (2) その他学校長が必要と認める書類

（徴収の猶予）

第5条 免除の申請をした者に係る入学検査料等の徴収は、次条の規定による承認又は不承認の通知があるまでの間は猶予するものとする。

（免除又は還付の承認等）

第6条 学校長は、第4条の免除・還付申請書を受理したときは、これを審査し、入学検査料等の免除又は還付を承認する場合は、免除・還付承認通知書（第2号様式）により、免除又は還付を承認しない場合は、免除・還付不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 学校長は、前項の規定による承認をした場合は、その内容を入学検査料等の免除又は還付について（報告）（第4号様式）により知事に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行し、令和6年2月1日から適用する。